

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2022年2月4日現在

～2022年2月3日

2022年2月4日～

▲専用サービス契約約款（平成11年経企第27号）

実施 平成11年7月1日

附 則（平成30年3月26日 NS才第00323192号）

1 （略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している専用サービス（当社のIP通信網サービスとアクセス回線共用を行うものに限ります。）に関する料金その他の提供条件（アクセス回線共用に係るものに限ります。）については、当社のIP通信網サービスとのアクセス回線共用が解消されるまでの間、なお従前のとおりとします。

3～5 （略）

▲専用サービス契約約款（平成11年経企第27号）

実施 平成11年7月1日

附 則（平成30年3月26日 NS才第00323192号）

1 （略）

（経過措置）

2 削除

3～5 （略）

附 則（令和4年2月1日 D P Sサ第00876005号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年2月4日から実施します。

（経過措置）

2 NS才第00323192号（平成30年3月26日）の附則の2の規定をこの改正規定実施の日をもって削除します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。